

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2. 技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（経営体育成基盤整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①労働生産性が相当程度向上する。	地区の最も主要な作物の労働時間の短縮が図られる。 ・ 水稲であれば事業実施後に 25hr/10a 以下となる見込みがある。 ・ その他の作物が主であれば 50 %以上短縮される見込みがある。
	②担い手の経営規模が相当程度拡大する。	担い手の経営農地面積が概ね 40 %以上増加し、かつ、担い手の経営農地面積が地区内全農地の 25 %以上となる見込みがある。
	③農地の高度利用が図られる。	地区の耕地利用率又は本地利用率が、事業実施前より 10 %以上増加する見込みがある。
	④麦・大豆・飼料作物の作付が相当程度拡大する。	麦・大豆・飼料作物の延べ作付面積が地区水田面積の 25 %以上を占める見込みがある。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同工事によるコスト縮減計画が計画に位置づけられている。 ・その他。
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③関係市町村及び受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。 関係市町村の同意が得られ、受益者の同意率が 95 %以上である。
	④施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。 施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用について打ち合わせを行い、かつ合意に達している。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている。 施設所有者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥営農支援体制が整備されている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・水田農業推進協議会に当該土地改良区等が参画している。 ・農協、普及センターを含めた営農支援体制が整っている。
	⑦野菜指定産地、果樹濃密生産団地指定を受けた作物が導入される計画となっている。 同左
	⑧国営事業など他の公共事業との関連で緊急性がある。 国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある。
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されている。 ・地区内各土地改良区の総(代)会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑩ 農業生産総合対策事業と連携している。	土地利用型農業推進協議会（産地協議会）が設立され、当該地区を含む地域についての土地利用型作物の生産振興等について検討が行われている。
	⑪ 農地流動化地域総合推進事業と連携している。	市町村農地流動化対策円滑化プロジェクトチームに地区の土地改良区等が参画しており、かつ、プロジェクトチームが作成した事業連携計画に当該地区の経営体育成基盤整備事業が位置づけられている。
	⑫ 高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている。	同左
	⑬ 市町村が定める農業振興地域整備計画に事業内容が位置づけられている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農業集落排水資源循環統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 （必要性）	次のいずれかに該当すること 1.生活雑排水の流入による農業用水の水質悪化が農作物生産に被害を与えており、事業により農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持が図られ、生産性の高い農業の実現に寄与すること 2.事業実施により、都市に比べ立ち遅れた農村の生活環境改善し、活力ある農村社会の形成に寄与すること 3.事業実施により、農村地域における資源循環の促進が図られること
2. 技術的可能性が確実であること。	地域条件、経済性等を十分考慮し、技術的に実現可能な路線計画、施設計画及び維持管理計画となっていること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比が1以上あること。 （機能強化地区は対象外。「－」とする。）
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 （公平性）	○一般・緊急地区の場合 すべてに該当すること 1.施設の管理主体、管理方法及び建設事業費に係る受益者負担金がある場合は受益者の同意が得られている。または、当該市町村で負担金徴収条例が定められていること 2.水洗便所への改造等、家庭内設備の整備について供用開始後、速やかに実施するよう受益者の同意が得られていること （資源循環施設を単独で整備する地区は対象外。） ○機能強化地区の場合 1.受益者負担がある場合は受益者の同意が得られていること

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	○一般・緊急地区の場合 すべてに該当すること 1.主として連続した農業集落の領域であって、社会的、歴史的、地理的条件、土地利用及び水利用の状況、住民の日常生活圏域、住民の意識等から見て一体と考えられる区域を対象として決定していること 2.受益戸数は概ね20戸（北海道、離島、沖縄県及び奄美群島にあっては10戸）以上である。また、污水处理施設の計画人口が1000人を上回る場合は下水道部局との協議を了していること 3.整備計画において合併浄化槽との比較や隣接する地区がある場合の接続等について経済性を含めた検討を行い、受益者の理解を得た上で処理区の決定を行っていること ○機能強化地区の場合 事業費が200万円以上で次のいずれかに該当すること 1.維持管理が適切に行われているものであって、供用開始後7年以上経過していること 2.供用開始後に污水处理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化等、集排施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること ○採択に係る事業の工期が6年を超えないこと

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農業集落排水資源循環統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①生産基盤が整備されており、農業用排水の水質保全により生産性の高い農業が期待できる。	ほ場整備率（30a以上の区画整備率、ただし中山間地域は20a以上の区画整備率）が県平均値より高く、事業により農業被害が解消できる。
	②農業後継者の定住促進が期待できる。	いずれかに該当すること。 1.農家率が50%以上である。 2.地区内の農業就業者人口が減少傾向でない。 3.農地の集約化、大型化が図られている。
	③水質改善が特に重要な課題となっている地域で水質の改善に資する。	いずれかに該当すること。 1.水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法に指定される海域、湖沼で総量規制を受ける農業集落排水施設である。 2.地方公共団体の条例等によって水質汚濁防止法よりも厳しい排水基準及び追加の水質項目が設定される施設。
	④処理水の再利用を行い水資源の有効活用が図られる。	地区内又はその隣接地域で処理水を農業用水、雑用水等として具体的に再利用する計画がある。
	⑤汚泥の農地還元等、有機性資源の循環利用が図られる。	汚泥を農地還元するなど、具体的に有効利用する計画がある。
事業内容や実施体制等に関する事項	①地域住民も参加する維持管理体制について合意形成が図られている。	草刈り、清掃等の日常管理について、住民参加の管理について合意形成が図られている。
	②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。	いずれか1項目以上に該当すること。 1.他事業により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 2.本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 3.共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置付けられている。 4.その他

【優先配慮事項】

評価の内容		判定基準
事業内容や実施体制等に関する事項	③家庭からの繋ぎ込み促進に関する取り組みがなされている。	いずれかに該当すること。 1.市町村条例等で繋ぎ込み促進について規定している。 2.繋ぎ込み促進のため、宅内配管のための積み立てが行われている。 3.市町村が受益者に対し資金の融通、斡旋等、支援体制が整っている。
	④事業費の経済性、効率性が十分確保されている。	事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	⑤関連する他事業との調整が図られている。	周辺にある他の汚水処理施設整備事業との調整（下水道との接続に係る経済比較、調整等）が十分行われており、調和のとれた事業計画となっている。
	⑥農業農村整備事業管理計画に位置づけられている。	農業農村整備事業管理計画に以前から位置付けられ、計画的な実施を行っている。ただし、申請年度だけの位置づけや、繰り上げ計画（前年までの予定年度を申請年度に繰り上げて計画作成）は不可
	⑦法令、連携計画等によって、事業促進について配慮することとなっている。	いずれかに該当すること。 1.水特法、成田財特法等、他の法令等で事業促進に配慮することとなっている。 2.U R 促進計画に位置付けられている。 3.汚水処理施設連携整備事業の認定市町村である。 4.特定地域生活排水処理事業又は個別排水処理施設整備事業との連携した事業計画である。 5.事業推進組織へ女性を参画させるなど男女共同参画の促進の取り組みを行っている。
	⑧既施設の老朽化、既処理範囲内の予想しがたい人口の変化等により、施設の改築の緊急性が高い。	いずれかに該当すること。 ただし一般、緊急は対象外。「一」とする。 1.施設の著しい老朽化 （改修する部分が耐用年数以上経過していること） 2.当初計画では予測不可能な人口の変化等があり、早急な施設の改築等が必要。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	・ 地方公共団体が策定する農村振興基本計画に基づき、農村振興の目標を達成するため、本事業の実施が必要とされていること
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 関係法令（道路構造令、河川管理施設等構造令、建築法、農地法、都市計画法等）、諸基準（例えば、土地改良事業設計基準）等に適合していること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること ・ 貨幣換算可能な効果については、費用便益比が 1.0 以上であること ・ その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること ・ 施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	市町村等が負担する事業費負担金について、同意が得られているか、これが確実なこと これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の項目を満たすこと ・ 所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること （農村振興地域情報基盤整備事業及び農村新興都市交流基盤整備事業のうち生産緑地地区において行うものは対象外。「一」とする。）
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・ 採択に係る事業の工期が6年を超えないこと
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・ 事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること ・ 事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（農村振興総合整備事業，農村振興総合整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業生産性の向上が図られる。	・ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	②農業生産活動条件の改善が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。 ・高度情報通信基盤の整備による地方公共団体、土地改良区等のネットワークの構築が推進され、生産出荷の管理調整等による効率化が図られる。
	③地域の生活環境の向上が図られる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した整備により魅力のある地域環境が形成される。 ・農村地域の歴史的な農業水利施設や伝統的な農村景観の保全が図られる。 ・バリアフリー化や在宅福祉の支援など高齢者・障害者が安全に安心して生活ができる環境の向上が図られる。 ・宅地の供給や集落農園、緑地等の居住環境を整備し農村居住者及び農村部へのUJIターン者の定住環境の向上が図られる。 ・農村地域の、農産廃棄物、生ごみ、農業集落排水汚泥等が適正に処理されて農村環境の保全が図られる。 ・高度情報通信基盤の整備により地域情報の集積・共有・利活用により地域の活性化が図られる。 ・農村地域の、集落内交通の確保及び集落内の雨水、汚水の排除、飲用水の確保、地域防災の確保等の基礎的な生活環境の向上が図られる。
	④地域の雇用創出が見込まれる。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・用地、連絡道等の基盤整備を通じて、地域特性を活かした産業の新たな展開が見込まれる。 ・都市との交流が促進され、地域生産物の販売の増加等により地域経済の拡大が見込まれる。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置づけられていること。 ・その他
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③用地取得等に係る権利関係が調整されている。 ・必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	④地域住民が参加した計画づくりが行われている。 ・集落懇談会の開催及びワークショップによる住民点検、整備手法の検討等により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	⑤本事業に関連し、男女共同参画の促進に資するための取り組みをしている。 ・事業の計画段階において男女の意見が平等に反映されるよう、事業推進協議会等に女性を集落の代表として参加させるなど、男女共同参画への取り組みが行われていること。
	⑥事業関係者、関係機関との協議、調整が図られている。 ・施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	⑦住民参加による集落管理（水路の草刈り等）が行われている、又は、維持管理について地域住民が参加する取り組みが計画されている。 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）、及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）による保全が、地域住民の主体的参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。 ・整備された施設を活用し、ビオトープを利用した環境教育、伝統的水利施設を活用した生涯学習等が行われる計画となっていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑧農業生産基盤の整備が相当程度進んでいるか、または、その見込みがある地域である。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に調っている、又は当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。
	⑨地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会等が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域づくり活動を行う地域づくり活動員の養成やボランティア団体（NPO等）が設立されている又は設立される見込みであること。
	⑩都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に整備される施設等が位置づけられている。	同左
	⑪緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・施設機能の低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。
	⑫むらづくり維新対策として実施される。	むらづくり基盤整備事業（コア事業）として実施されること。
	⑬情報基盤整備を進める上で条件が不利である。	高速インターネットサービスの点で地理的格差条件が不利であること。 （地域情報基盤整備を選択していない場合は対象外。「－」とする。）

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・適正な土地利用を実現し、優良な農地の保全、創出を図る必要があること。 ・生活環境基盤の整備が必要とされていること。 これに加え、生産基盤の整備を実施する場合は、次の条件を満たすこと。 ・生産基盤に関する整備による営農改善が必要とされていること。
2. 技術的可能性が確実であること	・関係法令（道路構造令、河川管理施設等構造令建築法、農地法、都市計画法等）、諸基準（例えば、土地改良事業設計基準）等に適合していること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・貨幣換算可能な効果については、費用便益比が1.0以上であること。 ・その他の効果については、定量的表現及び定性的表現により、効用が明らかであること。 ・施設規模が、利用計画（利用内容、利用人数、比較案等）からみて、妥当なものとなっていること。
4. 受益者負担の可能性が十分であること。（公平性）	次の項目のすべてに該当すること。 ・市町村等が負担する事業費負担金について同意が得られているか、これが確実なこと。 これに加え、土地改良法に基づく事業にあっては、次の条件を満たすこと。 ・所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること ・採択に係る事業の工期が6年を超えないこと
7. 維持管理について同意が得られていること。	次の項目のすべてに該当すること ・事業により整備する施設の維持管理主体が決定していること ・事業により整備する施設の維持管理方法（維持管理費の手当及び必要に応じ維持管理規則、日常管理の住民の協力体制）が定められることが確実であること

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（集落基盤整備事業，集落地域整備統合補助事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①農業生産性の向上が図られる。	・ほ場整備、農業用排水路、農道等の農業生産基盤の整備により農業生産性の向上が図られる。
	②農業生産活動条件の改善が図られる。	・農業集落道、農業集落排水、営農飲雑用水等の生活環境整備により農業生産活動条件の改善が図られる。
	③事業により、農業集落の定住条件（安全性、保健性、利便性、快適性）の向上が見込める。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・安全性については、災害時の避難地・避難路の確保、火災時の防火用水等の確保等非常時の安全性の向上、及び高齢者等の通行の安全の確保、防犯等日常時の安全性の向上が見込まれること。 ・保健性については、飲用水の確保、適切な水質の維持、排水性の向上が見込まれること。 ・利便性については、行政機関、病院等の施設までの時間距離の短縮、通学路等の確保、温水等の資源の地域への還元等利便性の向上が見込まれること。 ・快適性については、集落道の舗装等による交通条件の改善、農村公園の整備等による憩いの場の創出等地域環境の向上が見込まれること。
	④事業により、農地のスプロールのないかが抑制される等、適正な土地利用が見込める。	・農業生産基盤、集落土地基盤の整備等に併せて、土地需要に応じた土地利用の整序化が図られることにより、農地のスプロールのないかを防止し、優良な農地の保全等適正な土地利用の実現が見込まれること。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他の事業等で発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっていること。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっていること。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置付けられていること。 ・その他
	・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	・必要となる用地に係る権利（所有権、抵当権等）の同意が得られることが確実なこと。
	・集落道の整備等生活環境基盤の整備計画に際し、集落懇談会等の開催により地域住民が計画策定に関与する取り組みが図られていること。
	・施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されていること。
	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）、及び農村生活環境施設の維持管理（集落排水施設等の維持管理、集落排水路、集落道の草刈り等）が、地域住民の参加により継続的に実施されていること。 ・上記の取り組みが、施設整備等を契機として、取り組まれる計画があること。
	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・ほ場整備率が50%以上となっている等、効率的な農業生産に関する条件が既に整っている、又は当該事業により達成可能であること。 ・当該事業以外の生産基盤整備に関する事業が農業農村整備事業管理計画に位置づけられている等、5年以内に上記の条件が満たされることが確実な地域であること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑧地元の事業推進体制が整備されている。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・事業推進協議会が設立されていること。 ・地区内各土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られていること。 ・地域用水対策協議会が設立されていること。
	⑨都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。	同左
	⑩緊急に整備すべき特別な要因がある。	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・災害等への対応を早期に図る必要があること。 ・他の事業との連携を図るため、早急に事業を実施する必要があること。 ・施設の機能低下により破損等の状況が著しく、早急に整備する必要があること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（基盤整備促進事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること
2. 技術的可能性が確実であること。	関係法令、基準等に適合していること
3. 事業の効率性が十分見込まれること。（効率性）	費用便益比 ≥ 1.0 または事業費所得指数 $\geq$ 基準指数 上記によりがたい場合は、定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること
4. 地元負担の可能性が十分であること。（公平性）	所得償還率 ≤ 0.4 または事業費所得指数 $\geq$ 基準指数 上記によりがたい場合は、受益農家、市町村の負担金について同意が得られていること
5. 環境との調和に配慮していること。	当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（基盤整備促進事業）

- ①優先配慮事項については、基幹となる工種が該当する県営事業の優先配慮事項を使用することとする。
- ②チェックリストの種類は、経営体育成基盤整備事業、かんがい排水事業、農道整備事業の3種とする。

チェックリスト判定基準表（里地棚田保全整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること（必要性）	次の項目の全てに該当すること ・ 本事業の実施が、土地改良施設等の保全又は土地改良施設等の保全活動に資するものであること ・ 農業生産機能や多面的機能を維持保全する観点から、必要な土地改良施設や農地を対象としていること
2. 技術的可能性が確実であること	・ 関係法令（道路構造令、河川管理施設等構造令等）、基準等（土地改良事業設計基準等）に適合していること
3. 事業の効率性が十分見込まれること（効率性）	・ 定量的及び定性的評価を行った結果から総合的に評価して、事業による効果が十分見込まれること
4. 農家（受益者）負担の可能性が十分であること（公平性）	・ 事業による費用負担について、地元の同意が得られていること
5. 環境との調和に配慮していること	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境との調和に配慮したものであること
6. 事業の採択要件を満たしていること	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること
7. 維持管理について同意が得られていること	次の項目の全てに該当すること ・ 事業により造成・改修される施設の維持管理主体が決定している ・ 事業により造成・改修される施設の維持管理に係る方法及び費用について全ての事業関係者に説明され同意が得られている

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している

チェックリスト判定基準表（里地棚田保全整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全が図られる	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・機能の低下した土地改良施設や農地について適切な機能の回復が図られる。 ・農地の適切な整備により土砂の流亡や法面の崩壊等を防止する機能が維持保全される。 ・土地改良施設の補修や農地の保全を容易に行うための管理施設（管理道路等）を整備することとしている。
	②土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全に係る活動の促進が図られる	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・住民の参加の下で土地改良施設等の維持保全に係る活動を行う際に使用する施設の整備がなされる。 ・土地改良施設等の維持保全に係る活動に地域内外の住民が参加する契機となる施設の整備がなされる。
	③耕作放棄の防止が図られる	・耕作放棄化する可能性のある棚田等について適切な機能の維持・向上を図ることとしており、その結果、営農が継続されることになる見込みである。
	④自然と共生する環境の創造が図られる	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・土地改良施設や農地の有する生態系保全空間としての機能が維持または改善される。 ・土地改良施設や農地の景観が良好な状態に維持または改善される。 ・歴史的遺産となっている土地改良施設や農地が良好な状態に維持または改善される。

評価の内容	判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・他事業等により発生した資材（建設副産物、粃殻、火山礫、おがくず等）を有効活用する計画となっている。 ・本事業により発生した建設副産物を他事業等へ流用する計画となっている。 ・共同事業によるコスト縮減計画が計画に位置付けられている。 ・その他。
	②事業費の経済性、効率性が十分確保されている ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。
	③地域住民の意向が反映された計画となっている ・計画の策定に際し、集落懇談会等の開催や住民アンケートの実施などが行われている。
	④農家・地域住民等参加型の直営施工が導入される見込みである ・直営施工を導入するための具体的な計画や組織体制が整っており、農家・地域住民等参加型の直営施工が実施される見込みが高い。
	⑤事業関係者、関係機関と協議、調整が図られている ・施設所有者、消防関係者、漁業者、文化財管理者等関係者と調整が図られ、又、河川管理者、道路管理者等との協議において基本的事項が確認されている。
	⑥用地取得に係る権利関係が調整されている ・必要となる用地に係る権利の同意が得られることが確実なこと。
	⑦事業推進のための体制が整備されている 次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・市町村に保全対策委員会が設置されている。 ・事業推進協議会が設置されている。 ・地区内各土地改良区の総会、総代会や市町村議会において事業推進に関する決議が得られている。
	⑧土地改良施設や農地の有する農業生産機能及び多面的機能の維持保全に係る活動のための組織体制が整備されている ・農業施設の維持管理（樋門等の管理、農業用水路、農道の草刈り等）を、地域住民の参加とともに継続的に実施することのできる組織が設立されている。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑨中山間地域総合振興対策などのマスタープランに位置づけられている	・中山間地域総合振興対策などのマスタープランに位置づけられている。
	⑩都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある	・都道府県や市町村が策定する振興計画や農業振興地域整備計画等に位置づけがある。
	⑪土地改良施設や農地の機能低下が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・棚田地域等において営農を継続するために最低限必要な農業生産基盤整備の条件（区画形状、用排水状況、農道状況等）が整っていない。 ・施設の機能が著しく低下しているため、又は、崩壊等による危険度が高いため、早期に整備する必要がある。 ・施設の耐用年数が経過している。
	⑫土地改良施設や農地の維持管理の粗放化が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・高齢化、後継者不足及び若年層の流出等により、地域の農業者のみによる維持管理が困難になっている。 ・ここ数年の維持管理費が以前と比較して増大している。
	⑬耕作放棄が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・耕作放棄地の発生が全国平均以上である。（H12 農業センサス：耕作放棄地率 5.1%） ・前年度に比べて耕作放棄地が増加している。 ・5～10年後の耕作放棄地の発生が増大すると予想される。
	⑭高齢化、後継者不足及び若年層の流出が進みつつあり、それを防止する観点から、緊急に整備が必要である	次のいずれか1項目以上に該当すること。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ65歳以上の人口比率が24%以上である。 ・最近年の35年間で人口減少率が25%以上かつ15～29歳の人口比率が15%以下である。 ・最近年の35年間で人口減少率が30%以上である。 ・最近年の25年間で人口減少率が19%以上である。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。（必要性）	地域にあるバイオマスで未利用または低利用であるものが多く存在し、今後、地域で発生するバイオマスの利活用の推進を図るため、当該事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	次の項目の全てに該当すること ・バイオマスの利用技術手法について実証又は実施事例が存在していること。 ・利活用施設の設置が地形、地質等から見て技術的に可能であること。 ・関係法令、基準等に適合していること
3. 環境との調和に配慮していること。	事業の実施において、水質、土壌等に係る関係法令、基準等に遵守していること。
4. 事業の採択要件を満たしていること。	事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。
5. 維持管理について同意がされていること。	維持管理方法等について、施設の予定管理者と運営管理の方法等が十分検討されていること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表（バイオマス利活用フロンティア整備事業）

【優先配慮事項】

評価の内容		判 定 基 準
事業で達成する目標に関する事項（有効性）	①地域における循環型社会の構築が図られる。	次の項目のすべてに該当すること。 ・現在、廃棄物として処理または放置されているバイオマスが施設を整備することにより利活用されること。 ・農業者や地域住民によりバイオマスの利活用に関する取組が継続して行われることが見込まれること。
	②農山漁村の活性化が図られる。	次のいずれかに該当すること。 ・新技術の導入により見学者等の来訪者数の増加が見込めること。 ・地域で発生するバイオマスが有効利用されることにより、地域住民等のバイオマスの利活用に関する意識の向上が見込まれること。 ・バイオマスの利活用により地域の雇用増化が見込まれること。
事業内容や実施体制等に関する事項	①コスト縮減に配慮した計画となっている。	他事業により発生した資材（建設副産物等）等を有効活用するなどコスト縮減を図る計画になっていること。
	②事業の経済性、効率性が十分確保されている。	次の項目のすべてに該当すること。 ・事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。 ・施設の規模・位置が、施設の利活用計画等からみて、妥当なものとなっている。
	③バイオマスの供給量や収集範囲が把握されている。	バイオマスを発生させる耕種農家、畜産農家等と施設にバイオマスを安定的に供給するための合意がなされていること。また、そのバイオマスを発生する耕種農家及び畜産農家等のバイオマスの収集範囲が明確であること。
	④バイオマスエネルギー及び製品の利活用先が決まっている。	農地還元するバイオマス製品において、還元する農地の利用者等と製品内容、還元量及び利用方法に関する合意が得られていること。また、その他のエネルギー・製品については、その利用者が定まっておき合意が得られていること。

評価の内容		判 定 基 準
事業内容や実施体制等に関する事項	⑤関係都道府県や市町村が策定する農業振興等に関する計画と整合が図られている。	地域の農業振興等計画と整合が図られている、または、市町村等地域の農業振興等の計画に事業の実施の必要性が位置づけられている。
	⑥事業関係者、関係機関と協議・調整が図られている。	同左
	⑦用地取得に係る権利関係が調整されている。	施設の用地取得において、地域住民等と用地に係る権利（所有権、抵当権等）に係る同意がえられている。また、その見込みがある。
	⑧地元の事業推進体制が整備されている。	円滑に事業を推進するための協議会等が設立されている。
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	同左

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。